

(型式証明の取消し) 気象測器検定規則第二十二條第二項

気象庁長官は、次の各号のいずれかに該当するときは、その型式証明を取り消し、又はその他の必要な処分^{*1)}をすることができる。

- 一 当該気象測器の型式の構造が、法第二十八條第一項第一号の国土交通省令又はこれに基づく告示の改正によって、これらに適合しなくなったとき。
- 二 型式証明を受けた者が当該型式の気象測器の検定に関し、不正の行為をしたとき。
- 三 型式証明を受けた者が前条の規定に違反したとき。
- 四 第十七條第二項第二号に規定する検査のための設備を欠き、又は検査の方法を実施しないと認めるとき。
- 五 その他気象庁長官が特に必要があると認めるとき^{*2)}。

*1) その他の必要な処分とは、型式証明の効力を期間を定めて停止することをいう。

*2) 特に必要があると認めるときとは、次の各号に掲げる場合をいう。

- 一 型式証明をした時点で予期されなかった構造上の欠陥が明らかになったとき
- 二 当該型式の気象測器を相当期間(概ね10年間以上)製造しないと認められたとき